

保護者保障制度のご案内

(団体総合生活保険)

保護者が病気・ケガで仕事ができなくなった場合に授業料・生活費を確保することを目的とした制度です。

地震・噴火またはこれらによる津波によるケガや病気による就業不能も補償されます。万ーのためのご加入をおすすめします。

所得補償



団体割引 **5%**

保険期間

2023年4月1日午前0時から 1年間
2024年4月1日午後4時まで

保険料払込方法

ご指定の口座より、毎月引き落とします。
(2023年5月29日を初回として、毎月ご指定の口座より引落します。)

申込締切日

2023年3月24日(金)必着

加入方法

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。

同封の加入依頼書に必要事項をご記入、ご捺印のうえ、返信用封筒にてご返送ください。

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社(幹事保険会社)
三井住友海上火災保険株式会社(分担保険会社)

保険金額・保険料

【保険期間：1年間、団体割引：5%】

てん補期間*1：1年間（保険金をお支払いする1事故あたり最長12ヶ月補償）

免責期間：7日（保険金をお支払いしない期間）※ご加入人数は1口のみです。

保 険 金 額 (月 額)		月 額 15万円 (1事故あたり最長12ヶ月補償)			
基 本 級 別		1級	2級	3級	4級
保 険 料 (月 払)	35歳～39歳	1,980円	2,280円	2,670円	3,260円
	40歳～44歳	2,480円	2,840円	3,330円	4,080円
	45歳～49歳	2,960円	3,390円	3,980円	4,880円
	50歳～54歳	3,420円	3,930円	4,620円	5,640円
	55歳～59歳	3,650円	4,200円	4,920円	6,030円

※保険金額は、平均月間所得額*2の範囲内で設定してください。

※保険料は保険の対象となる方ご本人のお仕事の内容や年齢*3によって異なります。上記保険料は、基本級別1、2、3、4級（下記基本級別の職種等）の方を対象としたものです。それ以外の方は、パンフレット等記載の《お問い合わせ先》までご連絡ください。

*1 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。

*2 直前12か月における保険の対象となる方ご本人の所得*4の平均月額をいいます。

*3 保険の対象となる方ご本人の年齢（団体契約の始期日時時点の満年齢をいいます。）。

*4 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、専修大学松戸中学校・高等学校の生徒の扶養者で、かつ、加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」として記載された方をいいます。ただし年齢*3が満15歳以上の方に限ります。

基本級別

保険料は下記基本級別および年齢（団体契約の始期日時時点の満年齢をいいます。）によって異なります。基本級別は下記の職種で決まります。下記以外の職業・職種の方やご不明な場合は取扱代理店までご照会ください。

1級 事務・営業・管理職種	弁護士、公認会計士、税理士、小売店主（危険物を取り扱うもの以外）、飲食店主、一般セールス、旅館主人、医師、歯科医師、会社役員、事務職（一般企業のサラリーマン＝事務職・営業職）、土木製図工、設計技術者、建築士、薬剤師、医薬品製造従事者、医薬品販売従事者、不動産仲介業従事者 など
2級 軽作業を伴う職種	理容師、警察官（内勤）、看護師、印刷作業者、調理人、美容師、キャディ、通信機据付工・電話機保守工、情報処理技術者（システムエンジニア、プログラマー）、診療放射線技師、栄養士、植木職・造園師・庭師、電車乗務員、航空機整備士、倉庫作業者、洋裁工、刺しゅう工 など
3級 軽作業以上の作業を伴う職種	普通大工、陸上自衛官、自動車運転者、ボイラー工、研究者・研究員（危険物を取り扱うもの）、トラック運転者、ハイヤー・タクシー運転者、バス運転者、施盤工、钣金工、修理工・自動車修理作業者・自動車钣金塗装作業者、水道工事工、消防員（消火作業に従事するもの）、ガラス・壁面清掃作業員 など
4級 同 上	警察官（内勤以外）、海上自衛官、航空自衛官、高圧線工、屋外高所清掃員 など

保険期間

2023年4月1日午前0時※より2024年4月1日午後4時まで1年間

※更新契約の場合は午後4時

在学期間にあわせ、ご加入者からの特段のお申出または保険会社からのご案内が無い限り、契約者である専修大学松戸中学校・高等学校は毎年保険会社に保険契約を申し込みます。なお、ご更新時には保険料が年齢等により変更となったり、健康状態や年齢等により保険会社側から加入をお断りすることがありますのでご了承ください。本内容をご了承いただける方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。ただし、保険料や補償内容は毎年変わることがありますので、毎年の保険募集の内容をご確認ください。

お申込み方法

加入依頼書にご記入、ご捺印ください

- 記入例をご参照の上、加入依頼書にご記入ください。
- 加入依頼書の質問事項は、必ず扶養者(親権者)ご本人がお答えください。記入内容が事実と異なった場合には保険金が支払われないことがありますのでご注意ください。また、記入内容(告知内容)によっては、ご加入をお断りすることがありますのでご了承ください。
- 印鑑は鮮明にご捺印ください。

加入依頼書を同封の返信用封筒にてご返送ください

2023年 **3月24日(金)必着**

締切日以降のお申込みも承っておりますが、補償の開始が遅れますのでご注意ください。(下記「補償開始」の※参照)
なお、加入者票の発送時期が遅れます。

加入依頼書不備訂正のお願い

記入、捺印もれ、金融機関お届印の相違等があった場合には、電話による確認や印鑑等の訂正をお願いすることがございます。

2023年4月1日午前0時より補償開始

※締切日の翌日以降4月30日までに加入依頼書が到着した場合は、補償開始日は5月1日午前0時となり保険料の口座振替は6月27日からとなります。

(注)

- 契約期間中に病気・症状が発生した場合、その病気・症状により更新できない場合があります。
- 次の場合は補償の対象外となります。取扱代理店 ☎0120-50-4230 までお申し出ください。
 - ・扶養者(親権者)の方が定年、退職等で無職となった場合
 - ・在学期間が延長になる場合

お支払いは、毎月27日口座振替 (2023年5月29日スタート)

※口座より引き落としできなかった場合には、6月27日に再度引落しいたします。但し、この場合には6月27日に保険料が引き落とされた後にご加入いただくこととなりますので、その間に生じた事故の補償ができませんのでご注意ください。

毎月27日一部28日(休日の場合は翌営業日)振替となります。皆様の通帳には毎月「MBS.ホゴシャホケン(一部地域はMBS)」と記載されます。

加入者票の発行

5月中旬に申込者(扶養者)宛に送付いたします。

加入者票が到着するまでの間、当パンフレットや加入依頼書控等の加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。

この保険契約は、専修大学松戸中学校・高等学校を契約者とする団体契約となり、保険証券は契約者に発行されます。被保険者(保険の対象となる方)は、専修大学松戸中学校・高等学校の生徒の扶養者(親権者の方に限ります)となります。加入者には、加入者票が発行されます。また、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として契約者が有します。退学等により団体構成員でなくなった場合は、必ずお申し出ください。

保険内容のお問い合わせは…

取扱代理店

株式会社 専大センチュリー ☎0120-50-4230 (携帯からは 03-5215-1260)

(受付時間:月~金 10:00~16:00)

※締切日近くは、電話が混み合いかかりにくいことがあります。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ!
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

● メディカルアシスト 自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1: 24時間365日
0120-708-110
*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です
(予約受付は、24時間365日)。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、
緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先で
の最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的
な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャル
ワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。
*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

● 介護アシスト 自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件
でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間: ●電話介護相談 :午前9時～午後5時
●各種サービス優待紹介 :午前9時～午後5時
いずれも
土日祝日、
年末年始を除く **0120-428-834**

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手
続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法
といった介護に関するご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」を
ご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、
受診のおすすめや専門医療機関のご案内を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介
護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を
支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

● デイリーサポート 自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話での相談や毎日の暮らしに役立つ情
報をご提供します。



受付時間: ●法律相談 :午前10時～午後6時
●税務相談 :午後2時～午後4時
●社会保険に関する相談 :午前10時～午後6時
●暮らしの情報提供 :午前10時～午後4時
いずれも
土日祝日、
年末年始を除く **0120-285-110**

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電
子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話で
ご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があ
ります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役
立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください (各サービス共通)

- ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者とい
います。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- 各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある
方を含みます。婚約とは異なります。
- *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

■ 保護者保障制度(団体総合生活保険)補償の概要等

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。

保険期間：1年

【所得補償】

病気やケガによって所定の就業不能になった場合*1に、保険の対象となる方が被る損失に対して保険金をお支払いします。

【ご注意】ただし、死亡された後、または病気やケガが治癒した後は、いかなる場合でも「就業不能」とはいいません。

*1 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により所定の就業不能になった場合についても、保険金をお支払いします(「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」が自動セットされます)。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったとぎに相当する金額をお支払いします。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
所得補償基本特約	<p>病気やケガによって保険期間中に就業不能となり、その期間が継続して免責期間*1を超えた場合</p> <p>▶ 保険金額(月額)に就業不能期間(月数)*2を乗じた額をお支払いします。</p> <p>ただし、保険金額が保険の対象となる方の平均月間所得額*3を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業不能 ● 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業不能(その方が受け取るべき金額部分) ● 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業不能 ● 無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業不能 ● 妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業不能 ● 妊娠または出産による就業不能 ● 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業不能 ● 保険の対象となる方が被った精神障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業不能 ● むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業不能 ● この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)といえます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能*1*2 ● 就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」をセットした最初の保険契約の保険始期日から、その日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時時点で既に発生している就業不能
	*1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、免責期間を適用しません。)	
	*2 「てん補期間*4内の就業不能の日数」をいいます(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、4日を加えた日数をいいます。)	
	*3 免責期間*1が始まる直前12か月における保険の対象となる方の所得*5の平均月額をいいます。	
	*4 同一の病気やケガによる就業不能*6(または骨髄採取手術による就業不能)に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間(免責期間*1終了日の翌日から)の期間)のことをいいます。原則として1年または2年となります。	
	*5 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。	
*6 就業不能が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業不能の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によって再び就業不能となった場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。	<ul style="list-style-type: none"> *1 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金のお支払いの対象となります。 *2 就業不能の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。 	

※「就業不能」とは、病気やケガの治療のための入院、または入院以外で医師等の治療を受けている(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している)ことにより、加入依頼書等に記載の職業・職務に終日従事できない状態*1をいいます。

※「骨髄採取手術」とは、保険の対象となる方が、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

*1 例えば、保険の対象となる方が医師の場合には全日休診、保険の対象となる方が会社員の場合には終日出社できない状態をいいます。したがって、半日でも職業・職務に従事した場合等は、終日従事できない状態とはいいません。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

保険料控除制度についてのお知らせ

団体総合生活保険については、所得補償基本特約および骨髄採取手術に伴う入院補償特約、天災危険補償特約(所得補償用)に係る保険料が生命保険料控除[※](介護医療用)の対象となります。

控除証明書が必要となる場合はお手数ですが加入者票記載の営業店までご連絡ください。(10月頃より受付開始)

※生命保険料控除制度の詳細な内容につきましては、日本損害保険協会のホームページ(<https://www.sonpo.or.jp/>)をご参照ください。

告知の大切さについて、 ご説明させていただきます。

所得補償・団体長期障害所得補償（GLTD）・医療補償・がん補償・介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合*1には、保険の対象となる方（被保険者）について健康状態の告知が必要です。

*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時点で告知書記載の質問すべてのご回答がなしとなる場合を含みます（更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。）。

※医療補償またはがん補償で家族タイプにご加入される場合には、保険の対象となる方（被保険者）ご本人のほか、配偶者様や満23歳未満のお子様全員についても告知が必要です。

告知書は保険の対象となる方（被保険者）**ご自身がありのままにご記入ください。***
告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。*

※一括告知制度を採用している場合は、ご契約者が一括してご記入ください。

*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。

介護補償にのみ（追加）加入される場合で、団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族）を保険の対象となる方（被保険者）とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。

*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

お申込み後、保険金請求時等に、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

えっと、
1年前に…



告知内容を
確認させて
ください。

告知いただく内容例は次のとおりです。

- ① 入院または手術の有無（予定を含みます。）
- ② 告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療（投薬の指示を含みます。）の有無
- ③ 過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無等

以下のケースも告知が必要となります。

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年以内の健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」と指摘をされたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。

※ 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

ご注意ください。

告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切替の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

所得補償・団体長期障害所得補償（GLTD）・医療補償・介護補償については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払対象となります。

いよ
ろしく
お願
い
します。



※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。

また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。
告知に関するお問い合わせは、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

《お問い合わせ先》

- ◆代理店:株式会社 専大センチュリー
住 所:〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-10-3 スリースタービル
☎0120-50-4230 (受付時間:月～金 10:00～16:00)
(携帯からは 03-5215-1260)
- ◆保険会社:東京海上日動火災保険株式会社(幹事) 公務第二部 文教公務室
住 所:東京都千代田区三番町6-4 ラ・メール三番町10F
TEL:03-3515-4133 (受付時間:平日9:00～17:00)

《事故時の連絡先》 30日以内にご連絡ください。

- ◆東京海上日動火災保険株式会社 医療保険サポート第二課
☎03-6632-0826 (月～金:午前9時～午後5時まで)
- ◆事故受付センター (東京海上日動安心110番)
☎0120-720-110 (受付時間:365日・24時間)